

3月3・4日開催

▼各常任委員会での質疑の主な内容は次の通りです。

総務経済 常任委員会

◎総務課所管

Q 小学1年生の人数が蓬田は20人、小平は8人と減少している。今後の存続についての考えは。

A 長期計画の中でいずれは統合する計画。時間をかけて進めていく。

Q 会計年度任用職員について、退職金が発生しないよう時間等を調整している自治体があるようだ。平田村はどうか。

A 勤務条件等は募集の段階で示している。途中から本人の意図に反して条件を変更するようないことはしていない。

Q 小学校休業等応援助成金について、何人かの保護者に聞いたが、知っている保護者はいなかった。村はもっと周知した方が親切である。

A 教育課、健康福祉課にも伝え、周知していく。

◎企画商工課所管

Q 廃校リサーチ・ブランディング事業における耐震化等の扱いは。

A 今回は活用方法の調査である。結果によって使い道を提案してもらい、活用するための参考にしたと考えている。

Q 耐震化が要因で利活用の案が消えたこともあったが。

A 各施設のニーズを探るための調査なので、結果として耐震改修が必要である場合は別途検討となる。

Q 蓬田岳森林公園指定管理料について、指定管理料以外の村の支出分の内訳は。

A これまで村が契約している施設に係る浄化槽や電気設備、消防設備等の管理委託料や、遊具の賃貸借料などが該当する。

電気料についても、契約の関係で一旦村が立替える形になる。

その他の運用部分については公社の支出になる。

Q 公社の職員採用について、8人はフルタイムと聞いた。退職金積立の要件に該当するそうだが、積立に係る費用は。

A 公社の人事費の中で対応となる。

Q 花あるひらたが解散になったのち、地域活性化の観点から、商工会の意見が引き続き吸い上げられるような体制を取って欲しい。

A 村は存続したいと考えていたが、委員会の合意により解散に至った。しかし、商工会としては、後援団体として継続してイベントに協力したい旨の意見は頂いているので、今後検討していきたい。

Q 再生可能エネルギー推進協議会の委員構成は。

A 関係課、発電関係者、農業団体、地元住民、学識経験者等を予定している。

Q 住民の合意が大事になってくると思うが、

事業について十分な説明が無いと揉めるケースがあるので、気を付けて取り組んで欲しい。

A 運営状況等の確認については、委員会内で逐次対応したい。

Q バイオマス発電所の雇用の件は、村に情報は入っているか。

A 20名のうち半数程度の採用が決まったと聞いている。閉鎖予定のDICCインテリアの社員の採用もある。

事業について十分な説明が無いと揉めるケースがあるので、気を付けて取り組んで欲しい。

◎税務課所管
Q 今定例会に固定資産評価審査委員会委員の同意案が提出されているが、役割として評価を行ったりする機関か。

A 審査委員の役割については、固定資産課税台帳に登録された価格に対し、納税義務者から不服申し出がなされた場合に審査する機関。評価替えについては、鑑定評価をふまえて税務課で行う。

◎住民課所管
Q 健康づくり実施支援事業について、どのよ

うな形態で実施するか。

A 詳細については、現在検討中であるが、フィットネス関連業者へ委託し、予算額に同じ実施期間、対象者数など決めていく予定。対象者については、基本的に動機付け支援者を優先に選定する。

Q 人間ドックの受診見込人数と一人当たりにかかる費用はどのくらいか？

A 人数については、国保加入者80名程見込んでおり、費用については受診機関によって異なるが、一人当たり5万5千円が平均となっている。

(※自己負担は費用の約3割)
Q 脳ドックについて、どのような経緯で実施するのか。

A 脳ドックの受診希望者の割合が高く、身近に受診できる体制を構築するために実施する。料金徴収の有無など、社会保険加入者との兼ね合いもあるため、詳細については健康福祉

課と協議して決めている。

◎健康福祉課所管

Q コロナ禍で、特定健診や要精検が出た方が再受診できているか。

A がん検診では、要精検になった方へ受診勧奨している。内視鏡検査が遅れていると聞く

が乳がん検診の要精検の方は、全員が受診され、治療している方もいる。

Q 特老増床の用途は立ったのか。

A 石川福祉会における増床検討委員会が3月11日に開催され、詳細については、これから協議される。10年前からの要望であった「よもぎ荘」の増床については、こども園建設時から増床の敷地が確保できるよう建設している。順当に行つて令和4年度基本設計、令和5年度本設計、令和6年度着工する見込みである。

◎産業建設課所管
Q 水田活用交付金につ

いて、交付対象が見直されると聞いたが、どういうものか。

A 「令和4～8年の5年間に、一度も水張り（作付け）が行われなかった農地について、令和9年度以降交付対象としない」となっているが、水張りについて詳しい資料がまだ示されていない。

Q 田の畦畔を作り、水を張るといって、中山間の補助金と同じ考え方であるが、中山間の補助金もなくなるのか。

A 中山間とは別である。牛の県外導入と県内導入について、令和3年は何頭いたか。

A 予算として県外導入を10頭としており、令和3年度では5頭であった。また残予算を県内導入に充てているが、予算枠を超える要望はない。

◎教育課所管

Q スクールバスの新ルートについての説明を求める。

A 現在のルートは小学校統合に伴い、永田小

と西山小に通っていた児童の送迎と比較的通学距離の長い地区の児童を乗せるルートになっていた。今回の新ルートは、今までは通学距離が長くてもバスの経路上にないため、乗れなかった児童を救済するようなルートとした。



Q 村長の施政方針の中に「ICT支援員の活用」について書かれているが、ICT支援員はどのような人か。

A 最近までICT関係の仕事で海外に勤務し、職員の指導をしていた過去に学校でICT関連の授業を行ったところ、学校から大変好評であったため、支援員をお願いした。現在、各学校を訪問し支援にあたっている。

Q キャリア教育について。村外ではどのような場所に行くのか。子どもが希望した企業に行けるのか。

A 村外は、警察署や村内にない業種の事業所など。コロナ禍でリモートによる実施となったケースもあったようだ。基本的に中学生が自分で希望した企業に電話をかけ、アポを取る。

Q こおりやま広域圏の病児保育とはどういったものか。子どもはずっとその保育園に通うのか。

A 病中病後で体調が悪い子どもを一時的に預かることであり、ずっとそこに通うわけではない。保護者が仕事などをどうしても休めず、子を預かってほしいという場合のみ利用する。予約制である。

Q 平田村民の利用はどれくらいあるのか。村の負担金とは別に個人でも利用料を支払うのか。

A 利用回数は令和元年度が23件、令和2年度

が5件、令和3年度上半期が3回。主な利用者は菊池医院をかりつけ医としている保護者と思われる。こおりやま広域圏に加盟し、連携事業として取り組む市町村で負担金を支払い、運営資金の一部としているもの。利用の際は個人負担が生じる。

Q こども園建設の際に病児保育について何度か訴えたが、村ではできないのか。郡山では場所が遠い。石川管内にでもあればいいのだか。

A 医師の管理下のもとある程度のスタッフが必要で、条件が厳しく、村レベルで病児保育を実施するのは難しい。

Q フィットネスの機器を新たに購入予定だが、現在使用しているものはどうするのか。

A 現在の機器は平成9年ごろに寄贈され、既に20～30年使用しているため経年劣化が激しい。基本は廃棄の予定だが、場合によっては無償譲渡も考えている。

総務経済常任委員会【報告】

◎現地視察について

村道大柿打違内線道路改良工事（小松原字小滝原地内）等、村内5か所を現地視察しました。次の点について要請します。

▼工事に係る監督業務、竣工検査については、万全の体制で実施するとともに、工期の遵守を図ること。
▼新型コロナウイルス感染症が、地域に与えている影響は大きく、疲弊した地域経済の回復に向け、引き続き経済対策等各種事業への取り組みを行うこと。

◎請願

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願 採択



村道大柿打違内線道路改良工事現場を視察

文教厚生
常任委員会

◎総務課所管

Q 消防団員が不足している。確保する方法はないのか。

A 団員の確保は、各班での頑張りになる。村としては団員確保のため、条例を改正し、報酬等の引き上げと入団要件の改正を行う。

Q 施政方針の中で、「自主財源の確保」と記載されているが、具体的にはどのような方法を考えているのか。

A 人事評価の業務委託を見直すなど、歳出の削減により、自主財源を確保していくしかない。土地開発基金も廃止し、村有地の売却も考えていく必要がある。

Q 地方交付税などは増やすことができないと思うがどうか。

A 交付税増額のため、県町村会から要望書を国に提出している。

◎企画商工課所管

Q 芝桜まつりの出店の申込先はどこか。

A 昨年出店した方には村から出店依頼を出しており、議決後は公社として手続きを進めて

いきたい。

Q 小平地区公衆トイレ休憩所の管理体制は。

A 蓬田地区のポケットパークと同様、管理補助員と、清掃について地域の御協力やシルバードの方の協力を得られるよう検討している。

Q 小平地区のトイレについて、土地購入に際しての買収価格の根拠は。

A 近傍地取引価格を参考に用地交渉を進めていきたい。地権者には了解を得ている。

Q 不動産鑑定士などを入れる予定は。

A 実際の取引価格の実績があるので、そちらを参考にしたい。

◎税務課所管

Q 建物を解体した場合、評価替えの年に対象建物の除外を行うのか。

A 取壊し後、税務課に届出が必要。その後職員による現地確認後に減失処理をし、翌年の課税台帳に登録されず、課税されない。

Q スマートフォン納付に伴う注意点は。

A 残高不足の場合は、チャージをする必要がある。また、1回の納付利用可能限度額は30万円以下である。

Q 建物の取り壊しにより税金が6倍になるとよく聞くが。

A 住宅用地については小規模・一般・非住宅用地により200㎡までが6分の1、家屋の床面積の10倍までの敷地面積が3分の1となり、課税標準額にそれぞれ掛け計算され、税率を掛け税額が決定する。税額に対して軽減（6分の1）をしている訳ではないため必ずしも6倍になるものではない。

Q 住民課所管
防犯灯設置工事予算が3年度21万円から4年度140万円に増額になっているが、継続性はあるのか。

A 令和3年12月に各行政区長に調査依頼し、要望があつたため予算を計上しており、要望があれば予算を計上していく。

Q マイナンバーカードを作る場合、役場以外から通知が届くことはあるのか。

A 勧奨の通知は地方公共団体情報システム機構から届くことはある。申請すれば必ずマイナンバーカードは役場へ届くようになっている。

Q 役場以外にも通知が届く旨、周知した方がよいのではないかと周知しているが、役場以外から届くと問い合わせがある。

A マイナンバーカードの、本格運用はいつ頃からなのか。

A マイナンバーカードによる転入・転出はすでに行われている。また、保険証として対応する医療機関等も増えてきているが、2・3年程度かかる見込み。

Q 国民健康保険税の概要説明を受けたが、現在基金の保有額はどのくらいあるのか。

A 現在1,100万円程度。

Q 基金と繰越金を保険税軽減に充てていたが、一般会計からの繰入も考えているのか。

A 一般会計からの保険税軽減のための繰入は、県の運営方針に反するため考えていない。一般会計からの繰入は、県等からの交付金の減額にもなり、国保会計を圧迫することになる。

◎産業建設課所管

Q 通行に支障がありそうな場所が村内で多々あると思う。山林等の地権者に管理等を行う

ようチラシ等で周知してほしい。

A 定期的に行政だよりで周知する。

Q 水田経営安定対策で飼料用米の生産量は、

文教厚生常任委員会「報告」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、村内にも様々な影響を与え、現在も続いております。新型コロナウイルスの感染拡大を長期的に防ぐためには、飛沫・接触感染防止など、これまで以上日常生活に感染予防対策を定着させ、持続させなければなりません。次の点について要請します。

▼新型コロナウイルスの感染者数が減少しても、再び感染が増加するのを防ぐため、「新しい生活様式」の啓発や、支援が必要な方への対応に最善を図ること。
▼繰越工事となる、公民館・保健センターの複合施設については、「生涯学習」「子育て支援」「健康増進」などの総合的な機能を備えたセンターとして、期待されていることから、工事の進捗には万全を期すこと。

【お詫び】

ひらた議会だよりNo.182号に掲載された文教厚生常任委員会の健康福祉課所管質疑について、民生委員の活動について不適切な表現があつたため誤解を招く内容になってしまいました。民生委員の皆様や住民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが無いよう広報編集作業に取り組んでいきたいと思ひます。

昨年より伸びているのか。

A 2年度は、55haから今年度は、128haに増加している。